

## 地域ポイント店加盟 同意書

あいち旅 e マネーキャンペーン事務局加盟店登録にあたり、  
以下の事項について同意します。

### 1. 本事業に参画を希望する取扱店舗の責務等

- (1) 本要領に従うこと。
- (2) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- (3) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している旨を店頭など旅行者から見えやすい場所又は Web サイトで対外的に公表すること。
- (4) 行政からの要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号））の規定に基づく営業自粛要請、時短営業要請等に従うこと。
- (5) 従業員に陽性者が出た場合や、取扱店舗を利用した旅行者等に陽性者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行うこと。
- (6) 事務局が提供する取扱店舗用マニュアルに基づき商品等の提供を行うこと。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守すること。
- (7) 本事業を積極的に広報すること。
- (8) 取扱店舗であることが明確になるよう、事務局が提供する認知ツール（ポスター、POP 等）を旅行者から見えやすい場所に掲示すること。
- (9) 地域クーポンの付与を伴う取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。
  - ・ QR コード（地域ポイントを蓄積するためのコード）の偽造、変更及び模造の有無
  - ・ 提供しようとする商品等が、あいち旅 e マネーキャンペーンの地域ポイント取扱要領で定める地域ポイント付与の対象にならない商品等に該当しないこと
- (10) 取扱店舗で独自に地域ポイント付与対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示すること。
- (11) 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示すること。
- (12) 有効な QR コードを提示した旅行者に対し、地域ポイントの付与を拒否する、手数料を上乗せして請求する、地域ポイントを付与せずに収受する場合と異なる代金を請求する等、地域ポイント蓄積希望者に不利となる差別的取り扱いを行わないこと。ただし、本条第 10 号及び前号の場合を除く。
- (13) 有効な QR コードを利用しようとする県民旅行者から地域ポイントの付与（蓄積）に関し苦情又は相談を受けた場合、取扱店舗と地域ポイント利用者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合等には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたること。

- (14)取扱店舗が旅行者の不正利用を知り得ながら QR コードを利用させること、旅行者に不正を促すこと等により、登録店舗又は旅行者が不正に利益を得た疑いがあると愛知県が認めた場合、調査が完了するまで当該店舗における地域ポイントの取り扱いをはじめとする本キャンペーンへの参画が保留となることに同意すること。また、登録店舗又は旅行者が不正に利益を得た場合、当該店舗は、付与したポイントに相当する金額ついて一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還するとともに、法人名等の公表に応じること。
- (15)偽造、変造、模造等された QR コードによる利用がされるなど、事務局が地域ポイントの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、これに協力すること。また、登録店舗は、事務局から指示があった場合又は登録店舗が必要と判断した場合には、登録店舗が所在する所轄警察署に被害届を提出すること。
- (16)事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力すること。

## 2. 参画資格

- (1) 愛知県内で営業実態のある施設を有すること。なお、GoTo トラベル事業地域共通クーポン取扱店舗としての登録がない施設については、各種書面の提出をはじめとする事務局からの審査に応じること。
- (2) 愛知県で独自に運用している「新型コロナウイルス感染防止対策を実施する「安全・安心宣言施設」登録要領」に基づく「安全・安心宣言施設」の登録を行った者（登録中であっても可とするが、登録ができなかった場合は取扱店舗とはしない。）で、事務局に本事業への参加申し込みを行い、承認された者とする。または、飲食店に対する第三者認証制度「ニューあいちスタンダード」（通称「あいスタ」）の、承認された者とする。なお、「安全・安心宣言施設」制度が第三者認証制度「ニューあいちスタンダード」に移行した場合、飲食店については第三者認証制度「ニューあいちスタンダード」の登録を要件とします。
- (3) あいち旅 e マネーキャンペーン事務局取扱マニュアルの内容を遵守すること。
- (4) 地域ポイント付与に必要となる QR コードのスキャンに関して、カメラ機能を有するスマートフォン、タブレット端末あるいはそれに類する機材を準備し、インターネット環境を通じて、キャンペーンに必要な情報を登録できる環境を準備すること。
- (5) キャンペーン参加者が地域ポイントを蓄積するために商品等を購入した際、レジおよび案内カウンター等にて、キャンペーン参加者の QR コードをスキャンして、購入金額を管理者ページに情報登録できるスタッフを配置すること。
- (6) 以下の施設に該当しないこと
  - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の許可・届出の対象となる営業（同法第 33 条第 6 項の酒類提供飲食店営業を除く。）を営む施設

- ② 地域ポイント店マニュアルに定める「地域ポイントの利用対象にならない商品・サービス」のみを取り扱う施設

### 3.行政への協力にむけた表明・確約

- (1) あいち旅eマネーキャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- (2) あいち旅eマネーキャンペーン期間中に、従業員から新型コロナウイルスの陽性者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- (3) 愛知県庁が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- (4) 登録の際に提供した情報及び、あいち旅eマネーキャンペーンの対象店舗となった場合はその旨を、あいち旅eマネーキャンペーン事務局に提供することに同意します。

### 4.不正取引防止にむけた表明・確約

- (1) 加盟店の参加登録資格の偽装、虚偽報告はなく、かつ実態のない店舗ではありません。
- (2) あいちeマネーポイント還元の仕組みを利用した自己取引、架空取引、虚偽報告は行いません。
- (3) あいちeマネーポイント還元の申請・登録に関する偽造・悪用・濫用は致しません。
- (4) あいちeマネーポイント還元に必要な加盟店ID等の情報等を第三者に売買、譲渡、開示することはいたしません。
- (5) (1)～(4)などの不正取引等を行っている疑いがあると愛知県が認めた場合、事務局の指示により、調査が完了するまでの間、当該施設における地域ポイント付与を始めとした本キャンペーンへの参画が保留となることに同意します。また、登録施設又は旅行者が不正に利益を得た場合、当該施設は付与したポイントに相当する金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を補填し支払うとともに、法人名等の公表に応じます。また、不正等の内容について事務局が所轄警察署に被害届を提出することに同意します。
- (6) 不正取引による損失に対して、愛知県及び事務局は責を負わないことに同意します。

### 5. 反社会的勢力ではないことの表明・確約

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではありません。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していません。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていません。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- (6) 暴力団でなくなった日から5年を経過しない者ではありません。

## 6. 損害賠償

本事業の実施に際し、事務局、愛知県又は第三者に損害が生じた場合は、直接的な損害であるか間接的な損害であるかを問わず、当該損害についての賠償責任を負うことに同意します。

## 7. 参加登録の取消

当店は、本要領・取扱マニュアル等の遵守に係る不備について、所在する地方公共団体又はあいち旅 e マネーキャンペーン事務局の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、あいち旅 e マネーキャンペーン事務局により参加登録が取り消されることに同意します。